広島県告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和八年十一月五日

広島県知事　横　田　美　香

一　解除に係る保安林の所在場所

呉市焼山町字中野山一〇四四〇の二二、一〇四四〇の二三、字寺尾一〇四四五の三、一〇四四五の四、一〇四四五の七から一〇四四五の九まで、字能登呂一〇四四六の六、一〇四四六の四五から一〇四四六の四七まで、一〇四四七の三から一〇四四七の五まで、一〇四四八、一〇四五一の三から一〇四五一の五まで

二　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三　解除の理由

指定理由の消滅